

減価償却 定額法

定額法は、取得価額より残存価格を差し引いたものをその耐用年数で割った金額を每期費用として処理する方法です。

$$(\text{取得価額} - \text{残存価額}) \div \text{耐用年数} = \text{毎年計上する減価償却費}$$

ですから、初年度と最終年度は月割りで減価償却額が変わる場合がありますが、その間は、同額の金額で費用を計上します。

尚、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産については、耐用年数経過時点

に、「残存簿価 1 円」まで償却できるようになりました。

従来償却方法の採用も可能です。